


監 査 結 果 報 告

社会福祉法人高木福社会定款第11条及び、同施行細則第8条の規定に基づき平成25年度社会福祉法人高木福社会（本部・特別養護老人ホーム・ショートステイサービス・ケアハウス・デイサービスセンター・悠々倶楽部・居宅介護支援センター）の事業及び、収支決算等について職員の立会いを求め監査事項により監査を実施した結果、業務も適正に行はれており、財産目録、貸借対照表及び、収支計算書も正確で、証拠書類についても良好に整理されているものと認められる。

平成26年5月15日

社会福祉法人高木福社会  
理事長 小暮 利夫 様

社会福祉法人高木福社会

監事 松本武雄 

監事 長谷川 成利 